

平成20年度より

国民健康保険税の算定方法が変わります

平成20年4月より医療制度改革・税制改革にともない、国民健康保険税のしくみも大きく変わることになりました。そこで主な変更の内容についてお知らせします。

1. 後期高齢者支援金が創設されます

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援金分」を設けました。

これは、後期高齢者の医療費の支払いを各保険者が支援するためのものです。

なお、「後期高齢者支援金分」として新たに課税されますが、

その分「基礎課税分」は減額されるため、全体的な保険税率などが上がるものではありません。(平成19年度までは、老人保健制度への拠出金を基礎課税分から負担していたため、財源を区分するものです。)

平成19年度

	所得割 (前年度の所得による)	資産割 (固定資産税による)	平等割 (1世帯当たり)	均等割 (加入者1人当たり)
基礎課税分	9.0%	35.0%	23,000円	18,000円
介護分 (40～64歳の方)	1.0%	5.0%	5,000円	7,000円



平成20年度

	所得割 (前年度の所得による)	資産割 (固定資産税による)	平等割 (1世帯当たり)	均等割 (加入者1人当たり)
①基礎課税分	7.2%	28.0%	18,400円	14,400円
②後期高齢者支援金分	1.8%	7.0%	4,600円	3,600円
①+②	9.0%	35.0%	23,000円	18,000円
介護分 (40～64歳の方)	1.0%	5.0%	5,000円	7,000円

2. 国民健康保険税の限度額について

	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護分 (40～60歳の方)	合計
平成19年度	56万円	なし	9万円	65万円
平成20年度	45万円	11万円	9万円	65万円

※ 合計額に変更はありません。